



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年 8月31日金曜日 第2399号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	736
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	736
愛媛海区漁業調整委員会委員の選任.....	737
土地改良区役員就退任の届出（2件）.....	737
指定道路の指定.....	738
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	738
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	740

毒物劇物取扱者試験の合格者.....	740
愛媛県河川情報アラームメールシステム等構築委託業務.....	741

### 監 査 公 表

定期監査結果の公表（2件）.....	742
--------------------	-----

### 公 営 企 業 告 示

落札者等の告示.....	745
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1091号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600449	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町田滝甲83番地	佐 伯 玉 夫	居宅介護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町田滝甲83番地	平成24年 7月1日
3810600449	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町田滝甲83番地	佐 伯 玉 夫	重度訪問介護	株式会社ほのか介護移送訪問介護	西条市丹原町田滝甲83番地	平成24年 7月1日
3813400086	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井1丁目1番25号クリエーションビル7階	渡 邊 文 春	短期入所	ショートステイク万高原	上浮穴郡久万高原町露峰甲2590番1	平成24年 7月20日

### ○愛媛県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フジ垣生店	松山市西垣生町207番2 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ垣生	フジ垣生店	平成24年 3月1日	平成24年 8月21日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか6者	株式会社フジほか6者	平成24年 6月19日 外	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ垣生店	松山市西垣生町207番2 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時	株式会社四国パン工房 午前7時から午後10時 その他の小売業者 午前9時から午後10時	平成24年 9月8日	平成24年 8月21日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分	駐車場1 午前6時45分から午後10時15分 駐車場2・3・4 午前8時45分から午後10時15分		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1094号

漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第3項第2号の規定により、愛媛海区漁業調整委員会委員のうち同号に規定する委員として、次の者を平成24年8月23日選任した。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

	河 合 清	東温市志津川1856番地3	
公益代表者	若 松 進 一	伊予市双海町上灘5391番地2	大学非常勤講師
	阪 本 拓 生	松山市今在家3丁目5番地23	団体職員

○愛媛県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 8月31日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

種 別	氏 名	住 所	職 業
学識経験者	竹ノ内 徳 人	松山市上高野町甲66番地3	大学准教授
	逸 見 幾 代	松山市来住町645番地20	大学 教 授
	喜 田 ヒサ子	今治市吉海町棕名193番地	団 体 役 員

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 宅 榮 男	新居浜市宇高町 1 - 12 - 16
"	高 橋 耕 治	新居浜市宇高町 2 - 2 - 21
"	高 橋 百合夫	新居浜市宇高町 5 - 10 - 47

○愛媛県告示第1096号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 8月31日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 和 史	新居浜市庄内町三丁目 3 番18号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目 6 番 6 号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目 2 番51号
"	神 野 師 算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	藤 田 浩	新居浜市庄内町三丁目 5 番 3 号
"	山 下 隆 久	新居浜市庄内町六丁目 7 番35号
"	村 上 栄	新居浜市庄内町二丁目 2 番77号
"	塩 見 正 安	新居浜市城下町 1 番45号
"	村 上 秀 樹	新居浜市庄内町一丁目11番16号
監 事	本 藤 功	新居浜市庄内町五丁目 6 番26号
"	加 藤 秀 誉	新居浜市庄内町五丁目 9 番30号
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町三丁目11番19号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 元	新居浜市庄内町三丁目 4 番40号
"	桑 原 梅 信	新居浜市庄内町三丁目 2 番 9 号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目 2 番51号
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町一丁目11番11号
"	神 野 正 樹	新居浜市城下町 4 番38号
"	山 下 泰 典	新居浜市庄内町六丁目10番27号
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町三丁目11番19号
"	本 藤 修	新居浜市庄内町三丁目 7 番 9 号
"	村 上 栄	新居浜市庄内町二丁目 2 番77号
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町六丁目10番53号
"	加 藤 秀 誉	新居浜市庄内町五丁目 9 番30号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目 6 番 6 号

○愛媛県告示第1097号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 8月31日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第 1 項第 5 号

2 指定年月日

平成24年 8月22日

3 指定道路の位置

伊予郡砥部町重光107番 1、107番20、107番22

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 27 30メートル

(2) 幅員 5 00メートル

○愛媛県告示第1098号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び愛南町役場において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 8月31日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

愛南町

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

愛南町長 清水 雅文

2 事業場の名称及び所在地

地域産業研究・普及センター

愛媛県南宇和郡愛南町内泊25 - 1

3 特定施設に関する事項

(1) 流し台

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 第71の 2号 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗浄施設	
特定施設の能力	縦 0.5メートル 横 1.2メートル 高さ 1.03メートル（No.1 - No.6） 縦 0.9メートル 横 2.4メートル 高さ 0.85メートル（No.7 - No.10）	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間歇使用（8～17時）	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.5～11.0 最大 2.5～11.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 140
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 160 最大 200

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 70
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 40 最大 60
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.30 最大 1.60

(2) ドラフトチャンバー

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第71の2号 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗浄施設	
特定施設の能 力	縦 1.5メートル 横 0.75メートル 高さ 2.4メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間歇使用(8~17時)	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.5~11.0 最大 2.5~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 140
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.04 最大 0.05	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後90日後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	合併処理浄化槽		
処理施設の型 式	ダイキDCX30型		
処理施設の構 造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 3.0メートル 横 5.0メートル 高さ 2.68メートル		
処理施設の能 力	処理計画人員 30人 処理計画汚水量 1日当たり6立方メートル		
汚水等の処理の方式	分離嫌気ろ床担体流動方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 24 最大 30
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 16 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 128 最大 160	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	通常 16 最大 20
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 2.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4.8 最大 6.0	通常 4.8 最大 6.0	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.4~8.4 最大 7.4~8.4
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0

生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 5.0
浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 4.0
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.02 最大 1.28

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.28 最大 0.37
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 244.8 最大 246.0

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 8月17日	特定非営利活動法人 自立生活センター松山	中 村 久 光	松山市萱町2丁目8番2号	本会は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者や高齢者が自立した生活を営んでいくための支援に関する事業、福祉の増進に関する事業を行い、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成24年 8月 7日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10003	10005	10013	10039
10043	10068	10079	10090
10091			

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20001	20003	20004	20006
20008	20009	20013	20014
20021	20022	20023	20024
20036	20038	20040	20041
20044	20046	20047	20048
20049	20052	20053	20069

20071	20073	20075	20076
20077	20079	20080	20081
20082	20083	20086	20088
20090	20091	20092	20095
20096	20104	20105	20106
20112	20113	20115	20116
20118	20121	20122	20123
20125	20135	20136	20141
20142	20148	20149	20154
20191	20194	20195	20196
20209	20211	20221	20226
20231	20234	20239	20240
20241	20245	20254	20260
20266	20272		

特定品目  
該当者なし

## ○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成24年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 業務概要

## (1) 業務名

愛媛県河川情報アラームメールシステム等構築委託業務

## (2) 業務内容

愛媛県河川情報アラームメールシステム等構築委託業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

## (3) 履行期限

平成25年 3月25日

## 2 参加資格、選定項目及び評価項目

## (1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## (2) 技術提案書の提出者を選定するための項目

ア 1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務及び実績

## (3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 提出者の業務経歴

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務及び実績

ウ 業務実施方針

1で示した業務に関する理解度、工程計画の妥当性、開発手法及び開発手順の妥当性

エ ハードウェア及びソフトウェア

ハードウェア機器の妥当性及びソフトウェアの汎用性、柔軟性及び保守性

オ システムの開発方針

システムの構成、処理方法の妥当性及び処理速度、提案の的確性、独創性及び実現性及びシステムの信頼性、安全性及び拡張性

カ コスト

システム構築コスト、運用管理コスト及び仕様変更コストの経済性

## 3 手続等

## (1) 担当部局

愛媛県土木部河川港湾局河川課防災係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2672

## (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

## ア 期間

平成24年 8月31日（金）から同年 9月10日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

無料にて交付する。

## (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

平成24年 9月10日（月）午後 5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## (4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

平成24年11月 2日（金）午後 5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## 4 その他

## (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県土木部河川港湾局河川課防災係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2672

## (4) その他

詳細は、説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Construction of river information alarm mail system etc. of Ehime Prefecture , 1 set

## (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 10 September 2012

2012

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 2 November 2012

## (3) For further inquiries relating to the proposal , please contact:

Disaster Prevention Section , River Division , River and Harbor Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2672

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 8月31日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various institutions like 東京事務所, 研修所, 消防学校, etc., with their respective audit dates.

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd and 22nd fiscal years, categorized by current year, arrears, and total.

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd and 22nd fiscal years, categorized by current year, arrears, and total.

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd and 22nd fiscal years, categorized by current year, arrears, and total.

(東予児童相談所)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd and 22nd fiscal years, categorized by current year, arrears, and total.

(南予児童相談所)

4 平成22年度の消耗品等物品購入契約について、完了検査から最大6月以上経過して代金を支払っていたものがあつた。

(動物愛護センター)

5 現金支給する新規採用職員(1名)の5月分給与及び6月分期末手当について、給与資金前渡担任者が支給日から最長で7日以上遅延して支給していた。

(動物愛護センター)

6 職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例、同規則及び愛媛県心と体の健康センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程に基づき、平成13年4月1日を起算日とする毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する8日を週休日とするべきにもかかわらず、適正な割振りとなっていなかった。

(心と体の健康センター)

7 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd and 22nd fiscal years, categorized by current year, arrears, and total.

(子ども療育センター)

8 授業料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd fiscal year, categorized by number of debtors and total amount.

(今治高等技術専門学校)

9 入校料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

Table showing income arrears (収入未済額) in Yen for 23rd fiscal year, categorized by number of debtors and total amount.

(今治高等技術専門学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	八 幡 浜 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
中 予 教 育 事 務 所	平 成 24 年 4 月 18 日	八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
東 予 教 育 事 務 所	平 成 24 年 4 月 9 日	川 之 石 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日												
南 予 教 育 事 務 所	平 成 24 年 5 月 15 日	三 崎 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日												
総 合 教 育 セ ン タ ー	平 成 24 年 4 月 9 日	三 瓶 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
総 合 科 学 博 物 館	平 成 24 年 4 月 9 日	宇 和 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日												
歴 史 文 化 博 物 館	平 成 24 年 4 月 9 日	野 村 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日												
図 書 館	平 成 24 年 4 月 17 日	宇 和 島 東 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
美 術 館	平 成 24 年 4 月 18 日	宇 和 島 水 産 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
川 之 江 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	吉 田 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
三 島 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日	三 間 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
土 居 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日	北 宇 和 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
新 居 浜 東 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日	津 島 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
新 居 浜 西 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日	南 宇 和 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
新 居 浜 南 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	今 治 東 中 等 教 育 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	松 山 西 中 等 教 育 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
西 条 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	松 山 盲 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
西 条 農 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	松 山 聾 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日												
小 松 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日												
東 予 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	み なら 特 別 支 援 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日												
丹 原 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	今 治 特 別 支 援 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
今 治 西 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日	宇 和 特 別 支 援 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日												
今 治 南 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	新 居 浜 特 別 支 援 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日												
今 治 北 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日	<p>( 監 査 の 結 果 )</p> <p>平 成 23 年 度 に お け る 予 算 の 執 行 そ の 他 に つ い て 、 そ れ ぞ れ 監 査 を 実 施 し た と こ ろ 、 お お む ね 良 好 で あ っ た が 、 次 の 事 項 が 認 め ら れ た 。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教 育 職 員 免 許 法 第 9 条 の 3 第 3 項 又 は 免 許 状 更 新 講 習 規 則 第 9 条 に 規 定 す る 受 講 対 象 者 に 該 当 す る こ と の 証 明 事 務 に 係 る 収 入 証 紙 に よ る 手 数 料 収 入 に つ い て 、 申 請 者 が 大 学 へ 提 出 す る 免 許 状 更 新 講 習 受 講 申 込 書 に 係 る 証 明 事 務 の 手 数 料 を 徴 し て い な い も の が あ っ た た め 、 計 4 , 000 円 収 入 不 足 と な っ て い た 。 ( 南 予 教 育 事 務 所 )</li> <li>2 空 調 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 契 約 に つ い て 、 消 費 税 相 当 額 な ど の 積 算 を 誤 っ た た め 、 予 定 価 格 を 125 , 009 円 過 大 に 決 定 し て い た 。 ( 図 書 館 )</li> <li>3 車 両 系 建 設 機 械 ( 1 台 ) に つ い て 、 労 働 安 全 衛 生 法 第 45 条 に 基 づ く 特 定 自 主 点 検 を 実 施 し な い ま ま 使 用 し て い た 。 ( 野 村 高 等 学 校 )</li> <li>4 P T A と の 委 託 販 売 契 約 に よ り 売 却 す る 生 産 品 ( ハ ボ タ ン ) に つ い て 、 委 託 販 売 の 意 思 決 定 を 行 う 前 に 購 入 希 望 者 へ 引 渡 し て い た も の が あ っ た 。 ( 三 間 高 等 学 校 )</li> <li>5 車 両 系 建 設 機 械 ( 3 台 ) に つ い て 、 労 働 安 全 衛 生 法 第 45 条 に 基 づ く 特 定 自 主 点 検 を 実 施 し な い ま ま 使 用 し て い た 。 ( 北 宇 和 高 等 学 校 )</li> </ol>													
今 治 工 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 1868 1184 1919">監 査 対 象 機 関</th> <th data-bbox="1184 1868 1471 1919">監 査 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 国 中 央 警 察 署</td> <td>平 成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>新 居 浜 警 察 署</td> <td>平 成 24 年 2 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>西 条 警 察 署</td> <td>平 成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>西 条 西 警 察 署</td> <td>平 成 24 年 2 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>今 治 警 察 署</td> <td>平 成 24 年 2 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>		監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	四 国 中 央 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日	新 居 浜 警 察 署	平 成 24 年 2 月 6 日	西 条 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日	西 条 西 警 察 署	平 成 24 年 2 月 6 日	今 治 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日
監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日														
四 国 中 央 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日														
新 居 浜 警 察 署	平 成 24 年 2 月 6 日														
西 条 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日														
西 条 西 警 察 署	平 成 24 年 2 月 6 日														
今 治 警 察 署	平 成 24 年 2 月 1 日														
伯 方 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日														
弓 削 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日														
北 条 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
松 山 東 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
松 山 南 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
松 山 北 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
松 山 中 央 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
松 山 工 業 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日														
松 山 商 業 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 18 日														
東 温 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
上 浮 穴 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
小 田 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
伊 予 農 業 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
伊 予 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
中 山 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
大 洲 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 16 日														
大 洲 農 業 高 等 学 校	平 成 24 年 1 月 17 日														
長 浜 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														
内 子 高 等 学 校	平 成 23 年 12 月 26 日														



伯 方 警 察 署	平成24年 2月10日
松 山 東 警 察 署	平成24年 2月 1日
松 山 西 警 察 署	平成24年 2月10日
松 山 南 警 察 署	平成24年 2月 1日
久 万 高 原 警 察 署	平成24年 2月10日
伊 予 警 察 署	平成24年 2月 1日
大 洲 警 察 署	平成24年 2月10日
八 幡 浜 警 察 署	平成24年 2月 1日
西 予 警 察 署	平成24年 2月 6日
宇 和 島 警 察 署	平成24年 2月 6日
愛 南 警 察 署	平成24年 2月 1日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の損害弁償金について、引き続き適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
18年度	1者	799,931	平成24年 5月31日現在

(今治警察署)

2 乗物取締車エンジン取替修繕契約について、道路運送車両法などに基づく日常点検整備を確実に実施していれば防止できた故障により、不経済な支出が発生していた。(今治警察署)

3 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両、相手方の車両及び物品の毀損があった。(今治警察署)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(1件)し、当該車両を廃車したほか、物品の毀損があった。(伯方警察署)

5 職員の不注意により警察車両による事故が発生(2件)し、うち1台の警察車両を廃車したほか、相手方の車両の毀損があった。(松山西警察署)

6 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、それぞれの業者と個別に契約すべきにもかかわらず、受託者と異なる業者が処分業務を行う内容の契約を受託者1者のみと随意契約で締結していた。(西予警察署)

7 損害弁償金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	360,000	平成24年 5月31日現在

(宇和島警察署)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成24年 6月13日
発 電 工 水 課	平成24年 6月13日
県 立 病 院 課	平成24年 6月13日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成24年 6月12日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成24年 6月12日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成24年 6月 7日
中 央 病 院	平成24年 6月13日

今 治 病 院	平成24年 6月12日
南 宇 和 病 院	平成24年 6月 7日
新 居 浜 病 院	平成24年 6月 7日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているが、実績給水率(契約給水量に対する実給水量の比率)は前年度以降上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、前年を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると231億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県外企業1社に約1,000㎡を売却したが、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。(平成24年 3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金(a)	現年度未収金(b)	未 収 金 合 計(a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	4,941,105	0	4,941,105
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,554,283	0	6,554,283

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。(平成24年 3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金(a)	現年度未収金(b)	未 収 金 合 計(a)+(b)
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

(4) 廃棄物処理委託契約について、次の問題点があった。

- ・事業系一般廃棄物処理委託契約について、特別な理由もなく見積書と異なる金額で契約を締結していた。
- ・事業系一般廃棄物処理委託契約と産業廃棄物処理委託契約について、それぞれが独立した契約であるにもかかわらず、2契約合わせて、一つの予定価格を設定していた。

(松山発電工水管理事務所)

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益は、前年度を2億6,290万円上回る15億2,812万円を計上しており、三島病院の譲渡や、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制整備など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金はなお203億円にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高223億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成24年 3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金(a)	医業外未収金(b)	計(a)+(b)
旧三島病院	21,742,785	70,070	21,812,855

旧北宇和病院	6,655,900	897,373	7,553,273
計	28,398,685	967,443	29,366,128

(3) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
13年度及び14年度	1者	122,000	平成24年3月31日現在

(4) 個人医業未収金の納期到来分348,239,071円(過年度未収金291,237,714円、現年度未収金57,015,357円)について、早期回収に、一層努められたい。(中央病院)

(5) 医業外未収金の納期到来分2,347,056円(過年度未収金1,279,362円、現年度未収金1,067,694円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(中央病院)

(6) 個人医業未収金の納期到来分71,668,415円(過年度未収金56,585,784円、現年度未収金15,082,631円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(今治病院)

(7) 医業外未収金の納期到来分183,650円(過年度未収金138,920円、現年度未収金44,730円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(今治病院)

(8) 個人医業未収金の納期到来分43,527,556円(過年度未収金36,614,348円、現年度未収金6,913,208円)について、早期回収に、一層努められたい。(南宇和病院)

(9) 医業外未収金の納期到来分149,870円(過年度未収金129,930円、現年度未収金19,940円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)

(10) 個人医業未収金の納期到来分58,425,292円(過年度未収金45,562,020円、現年度未収金12,863,272円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(新居浜病院)

(11) 医業外未収金の納期到来分218,350円(過年度未収金194,510円、現年度未収金23,840円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(新居浜病院)

(12) 個人医業未収金及び医業外未収金について、地方自治法施行令第

171条等に基づく督促をしていなかった。(新居浜病院)

○公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 8月31日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
病 害 虫 防 除 所	平成24年4月9日
農 業 大 学 校	平成24年4月9日
農 林 水 産 研 究 所	平成24年4月9日、 平成24年4月17日、 平成24年5月17日、 平成24年5月22日
家 畜 病 性 鑑 定 所	平成24年5月22日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
21年度	1者	20,000	平成24年5月31日現在

(農業中学校)

2 車両系建設機械(5台)について、労働安全衛生法第45条に基づく特定自主検査を実施しないまま使用していた。

(農林水産研究所 畜産研究センター)

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年 8月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立中央病院重症系・手術部門システム導入事業(購入総額/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年8月10日	株式会社カワニシ松山支店 伊予郡砥部町重光241番地3	545,422,500円	一般競争入札	平成24年7月3日